

令和元年5月31日提出

令和元年第2回  
小金井市議会定例会議案

(写)

小議発第25号

令和元年5月24日

小金井市議会議員 様

小金井市議会議長

五十嵐 京 子

令和元年第2回小金井市議会定例会の招集について（通知）

本日付けで告示をした旨市長から通知がありましたので通知します。

なお、下記の案件が送付されておりますので送付します。

記

報告第3号 小金井市土地開発公社の経営状況について

報告第4号 平成30年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例  
の運用状況について

議案第26号 令和元年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

議案第27号 令和元年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

議案第28号 小金井市市税条例の一部を改正する条例

議案第29号 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

議案第30号 小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

議案第31号 小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部  
を改正する条例

議案第32号 債権の放棄について

議案第33号 教育用パーソナルコンピュータ等の買入れについて

## 議 長 報 告

### 1 第57回東京都市議会議員研修会

平成31年2月8日（金）府中の森芸術劇場において開催された。

- (1) 会長挨拶、会長市市長挨拶に続いて、研修会が行われた。
- (2) 研修会では、「東京の自治と市議会の役割」と題して、東京大学名誉教授大森彌氏の講演が行われた。

### 2 東京都市議会議長会定例総会

平成31年2月19日（火）東京自治会館において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

#### (1) 報告事項

ア 会務報告

イ 全国市議会議長会第163回建設運輸委員会の会議結果について

ウ 第223回東京都都市計画審議会の会議結果について

エ 全国市議会議長会第163回産業経済委員会の会議結果について

オ 全国市議会議長会第17回国と地方の協議の場等に関する特別委員会の会議結果について

カ 全国市議会議長会第147回地方財政委員会の会議結果について

キ 平成30年度北方領土の返還を求める都民会議第2回理事会の会議結果について

ク 関東市議会議長会第2回支部長会議の会議結果について

ケ 全国市議会議長会第148回地方財政委員会の会議結果について

コ 全国市議会議長会第164回社会文教委員会の会議結果について

サ 第224回東京都都市計画審議会の会議結果について

シ 全国市議会議長会第214回理事会及び第106回評議員会の会議結果について

ス 東京都市議会議長会理事会・臨時総会の開催について

#### (2) 協議事項

ア 関東市議会議長会第85回定期総会で審議する都県提出議案について

- イ 関東市議会議長会、全国市議会議長会及び市議会議員共済会の次期役員等の推薦について
- ウ 東京都市議会議長会と特別区議会議長会とによる連絡協議会（仮称）の設置について
- エ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における聖火リレーに関する要望書について

### 3 東京都市議会議長会臨時総会

平成31年4月23日（火）町田市役所において開催された。

会議の概要は、会長挨拶、紹介の後、議事に入り、次の報告事項及び協議事項を承認した。

#### (1) 報告事項

##### ア 会務報告

- イ 全国市議会議長会第164回産業経済委員会の会議結果について
- ウ 全国市議会議長会第164回建設運輸委員会の会議結果について
- エ 平成31年東京市町村総合事務組合議会第1回定例会の会議結果について
- オ 東京都区市町村振興協会平成30年度第2回臨時評議員会の会議結果について

#### (2) 協議事項

- ア 平成30年度東京都市議会議長会歳入歳出決算の認定について
- イ 平成31年度「2040未来ビジョン出前セミナー開催」に係る申込みについて

## 一部事務組合議会等活動状況報告

1 昭和病院企業団議会

選出議員 宮下誠議員 板倉真也議員

2 湖南衛生組合議会

選出議員 水上洋志議員 渡辺大三議員

3 東京たま広域資源循環組合議会

選出議員 白井亨議員

4 東京都十一市競輪事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

5 東京都六市競艇事業組合議会

選出議員 斎藤康夫議員 篠原ひろし議員

6 東京都後期高齢者医療広域連合議会

選出議員 河野律子議員

7 浅川清流環境組合議会

選出議員 鈴木成夫議員 小林正樹議員 田頭祐子議員 遠藤百合子議員

※ 今回の一部事務組合議会等活動状況報告は、平成31年1月31日から令和元年5月10日までに開催された各議会の報告である。

## 昭和病院企業団議会活動状況報告

### 1 企業団議会開催状況

平成31年2月19日（火） 平成31年第1回定例会

### 2 会議の概要

平成31年2月19日（火） 平成31年第1回定例会

行政報告4件、議案5件及び議案の撤回1件を審議した。

#### (1) 行政報告

- 1 平成30年度 公立昭和病院4～12月期取扱患者実績について
- 2 平成30年度 昭和病院企業団病院事業会計4～12月期収支概況について
- 3 昭和病院企業団における職員の官製談合の関与等について
- 4 公立昭和病院新中期計画の改訂について

以上4件については、いずれも了承した。

#### (2) 議案

議案第1号 昭和病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第2号 昭和病院企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条  
例

議案第2号の2 議案第2号の撤回の件

企業長から議案が提出されたが、慎重審議の結果、議案の撤回の請求がなされ、承認された。

議案第3号 平成30年度昭和病院企業団病院事業会計補正予算（第1回）

議案第4号 平成31年度昭和病院企業団構成市分賦金の額の決定について

議案第5号 平成31年度昭和病院企業団病院事業会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 湖南衛生組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成31年2月13日（水） 平成31年第1回定例会

### 2 会議の概要

平成31年2月13日（水） 平成31年第1回定例会

議案3件を審議した。

議案第1号 平成30年度湖南衛生組合歳入歳出補正予算（第2回）

議案第2号 平成31年度湖南衛生組合組織市の分担金の額について

議案第3号 平成31年度湖南衛生組合歳入歳出予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京たま広域資源循環組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成31年2月21日（木） 平成31年第1回定例会

### 2 会議の概要

平成31年2月21日（木） 平成31年第1回定例会

議案4件を審議した。

議案第1号 東京たま広域資源循環組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する  
条例の一部を改正する条例

議案第2号 東京たま広域資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例

議案第3号 平成31（2019）年度東京たま広域資源循環組合一般会計予算

議案第4号 平成31（2019）年度東京たま広域資源循環組合負担金

以上4件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。



## 東京都十一市競輪事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成31年2月19日（火） 平成31年第1回定例会

平成31年3月27日（水） 平成31年第1回臨時会

### 2 会議の概要

#### (1) 平成31年2月19日（火） 平成31年第1回定例会

議案3件を審議した。

第1号議案 東京都十一市競輪事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号議案 平成30年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第2号）

第3号議案 平成31年度東京都十一市競輪事業組合一般会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

#### (2) 平成31年3月27日（水） 平成31年第1回臨時会

議案2件を審議した。

第4号議案 平成30年度東京都十一市競輪事業組合一般会計補正予算（第3号）

第5号議案 平成30年度東京都十一市競輪事業組合収益金配分

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京都六市競艇事業組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成31年2月 7日（木） 平成31年第1回定例会  
同上 平成31年第1回全員協議会  
平成31年3月27日（水） 平成31年第1回臨時会

### 2 会議の概要

(1) 平成31年2月7日（木） 平成31年第1回定例会  
議案3件を審議した。

第1号議案 東京都六市競艇事業組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第2号議案 平成30年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）

第3号議案 平成31年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計予算

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

(2) 平成31年2月7日（木） 平成31年第1回全員協議会  
平成30年度収支決算見込及び利益配分金について  
慎重審議の結果、了承した。

(3) 平成31年3月27日（水） 平成31年第1回臨時会  
議案4件を審議した。

第4号議案 平成30年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第2号）を専決処分したことについて  
慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

第5号議案 東京都六市競艇事業組合監査委員（識見を有する者）の選任につき同意を求めることについて  
上山昭治氏（日野市）を選任することに同意した。

第6号議案 平成30年度東京都六市競艇事業組合利益配分について

第7号議案 平成30年度東京都六市競艇事業組合モーターボート競走事業会計補正予算（第3号）

以上2件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

## 東京都後期高齢者医療広域連合議会活動状況報告

### 1 広域連合議会開催状況

平成31年1月31日（木） 平成31年第1回定例会

### 2 会議の概要

平成31年1月31日（木） 平成31年第1回定例会

議案7件を審議した。

同意第1号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について  
柏崎裕紀氏（松戸市）を選任することに同意した。

議案第1号 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する  
条例

議案第2号 東京都後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関  
する条例の一部を改正する条例

議案第3号 平成30年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第2号）

議案第4号 平成31年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第5号 平成31年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計予算

議案第6号 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例

以上6件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決  
定した。

## 浅川清流環境組合議会活動状況報告

### 1 組合議会開催状況

平成31年2月5日（火） 平成31年第1回定例会

### 2 会議の概要

平成31年2月5日（火） 平成31年第1回定例会

議案4件を審議した。

議案第1号 平成30年度浅川清流環境組合一般会計補正予算（第2号）

議案第2号 平成31年度浅川清流環境組合一般会計予算

議案第3号 平成31年度浅川清流環境組合構成団体負担金について

以上3件については、いずれも慎重審議の結果、原案のとおり可決することと決定した。

議案第4号 浅川清流環境組合監査委員の選任について

石田等氏（識見を有する者）を選任することに同意した。

報告第3号

小金井市土地開発公社の経営状況について

小金井市土地開発公社の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、別紙のように報告する。

令和元年5月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

小金井市土地開発公社の経営状況について

平成30年度小金井市土地開発公社事業報告書、決算報告書及び監査報告書

## 平成30年度小金井市土地開発公社事業報告書

### 1 事業概要

平成30年度におきましては、当初の予定のとおり、都市計画道路3・4・8号線の用地取得をいたしました。

今後とも小金井市の施策に沿って、公共用地の確保に努め、市民生活の向上に寄与する所存でありますので、関係各位の一層の御指導と御協力をお願い申し上げます。

平成31年4月

小金井市土地開発公社



2 庶務に関する事項

(1) 理事会

開催日	回数	番号	件名
平成30年 5月11日	1	議案第1号	平成29年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		議案第2号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
8月6日	2	議案第3号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		議案第4号	小金井都市計画公園（小長久保公園）事業用地の処分について
		議案第5号	東小金井駅北口まちづくり事業用地の一部の処分について
		議案第6号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		議案第7号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
平成31年 2月12日	3	議案第8号	平成30年度小金井市土地開発公社変更事業計画（第1回）
		議案第9号	平成30年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算（第1回）
		議案第10号	平成30年度小金井市土地開発公社変更資金計画（第1回）
		議案第11号	平成31年度小金井市土地開発公社事業計画
		議案第12号	平成31年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		議案第13号	平成31年度小金井市土地開発公社資金計画

## (2) 評議員会

開催日	回数	番号	件名
平成30年 5月7日	1	諮問第1号	平成29年度小金井市土地開発公社事業報告及び財務諸表について
		諮問第2号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
7月31日	2	諮問第3号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の処分について
		諮問第4号	小金井都市計画公園(小長久保公園)事業用地の処分について
		諮問第5号	東小金井駅北口まちづくり事業用地の一部の処分について
		諮問第6号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地の取得について
		諮問第7号	小金井都市計画道路3・4・8号線事業資金の借入について
平成31年 2月6日	3	諮問第8号	平成30年度小金井市土地開発公社変更事業計画(第1回)
		諮問第9号	平成30年度小金井市土地開発公社収入支出補正予算(第1回)
		諮問第10号	平成30年度小金井市土地開発公社変更資金計画(第1回)
		諮問第11号	平成31年度小金井市土地開発公社事業計画
		諮問第12号	平成31年度小金井市土地開発公社収入支出予算
		諮問第13号	平成31年度小金井市土地開発公社資金計画

### 3 事業実績

#### (1) 資産（土地）の取得

	区 分	内 容
1	事業名	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	平成30年8月23日
2	事業名	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	平成30年8月23日
3	事業名	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	平成30年8月27日
4	事業名	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	平成30年8月31日

#### (2) 資産（土地）の処分

	区 分	内 容
1	事業名	都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	平成30年6月7日
2	事業名	都市計画道路3・4・8号線事業用地
	土地の表示	梶野町五丁目地内
	契約年月日	平成30年9月4日
3	事業名	小金井都市公園（小長久保公園）事業用地
	土地の表示	本町三丁目地内
	契約年月日	平成30年9月3日
4	事業名	東小金井駅北口まちづくり事業用地の一部
	土地の表示	梶野町一丁目地内
	契約年月日	平成30年8月28日

平成30年度小金井市土地開発公社決算報告書

平成30年度損益計算書

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	円	円
1 事業収益		
(1) 公有地取得事業収益		
公有用地売却収益	1,345,486,776	
(2) 附帯等事業収益		
公有用地賃貸収益	<u>2,520,280</u>	1,348,007,056
2 事業原価		
(1) 公有地取得事業原価		
公有用地売却原価	<u>1,342,243,764</u>	<u>1,342,243,764</u>
事業総利益		5,763,292
3 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費		
ア 報酬	2,435,600	
イ 法定福利費	270,170	
ウ 需用費	232,000	
エ 役員費	602,481	
オ 委託料	3,702,964	
カ 使用料及び賃借料	104,976	
キ 負担金、補助及び交付金	5,000	
ク 公租公課	6,762,100	
ケ 旅費	<u>1,450</u>	<u>14,116,741</u>
事業利益		△ 8,353,449
4 事業外収益		
(1) 受取利息		
受取利息	1,312	
(2) 雑収益		
雑収益	<u>28,441,072</u>	
事業外収益合計		28,442,384
5 事業外費用		
(1) 支払利息		
支払利息	<u>17,567,343</u>	<u>17,567,343</u>
経常利益		2,521,592
当年度純利益		<u><u>2,521,592</u></u>

平成 30 年 度 剰 余 金 計 算 書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

利 益 剰 余 金 の 部	
	円 円
1 未処分利益剰余金	
(1) 前年度繰越準備金	493,000,818
(2) 当年度純利益	<u>2,521,592</u>
当年度未処分利益剰余金	<u><u>495,522,410</u></u>

平成 30 年 度 剰 余 金 処 分 計 算 書  
(平成31年3月31日)

	円 円
1 当年度未処分利益剰余金	495,522,410
2 利益剰余金処分額	<u>0</u>
翌年度繰越準備金	<u><u>495,522,410</u></u>

平成30年度財産目録  
(平成31年3月31日)

	円
1 資産の部	
(1) 普通預金	2,039,656
(2) 定期預金	5,000,000
(3) 公有用地	<u>1,435,990,528</u>
資産の部合計	<u><u>1,443,030,184</u></u>
2 負債の部	
(1) 短期借入金	625,836,278
(2) 長期借入金	<u>316,671,496</u>
負債の部合計	<u><u>942,507,774</u></u>

平成30年度貸借対照表  
(平成31年3月31日)

(資産の部)

	円	円
1 流動資産		
(1) 現金及び預金		
ア 普通預金	2,039,656	
イ 定期預金	<u>5,000,000</u>	7,039,656
(2) 公有用地		
公有用地		<u>1,435,990,528</u>
流動資産合計		1,443,030,184
資産合計		<u><u>1,443,030,184</u></u>

平成 30 年 度 貸 借 対 照 表  
(平成31年3月31日)

( 負 債 の 部 )		円	円
1 流動負債			
(1) 短期借入金	<u>625,836,278</u>		
流動負債合計			625,836,278
2 固定負債			
(1) 長期借入金	<u>316,671,496</u>		
固定負債合計			<u>316,671,496</u>
負債合計			<u><u>942,507,774</u></u>
( 資 本 の 部 )			
1 資本金			
(1) 基本財産			
小金井市出資金	<u>5,000,000</u>		
資本金合計			5,000,000
2 準備金			
(1) 前年度繰越準備金	493,000,818		
(2) 当年度純利益	<u>2,521,592</u>		
準備金合計			<u>495,522,410</u>
資本合計			<u><u>500,522,410</u></u>
負債資本合計			<u><u>1,443,030,184</u></u>



平成 30 年 度 キ ャ ッ シ ュ ・ フ ロ ー 計 算 書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

I 事業活動によるキャッシュ・フロー		円
公有地取得事業収入		1,345,486,776
その他事業収入		2,520,280
補助金等収入		28,441,072
公有地取得事業支出		△ 625,836,278
その他事業支出		0
人件費支出		△ 2,705,770
その他の業務支出		△ 11,410,971
小 計		<u>736,495,109</u>
利息の受取額		1,312
利息の支払額		<u>△ 17,567,343</u>
事業活動によるキャッシュ・フロー		<u><u>718,929,078</u></u>
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資活動によるキャッシュ・フロー		<u><u>0</u></u>
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入		625,836,278
短期借入金の返済による支出		△ 263,039,224
長期借入れによる収入		0
長期借入金の返済による支出		<u>△ 1,081,724,820</u>
財務活動によるキャッシュ・フロー		<u><u>△ 718,927,766</u></u>
IV 現金及び現金同等物増加額 (又は減少額)		<u><u>1,312</u></u>
V 現金及び現金同等物期首残高		<u><u>2,039,656</u></u>
VI 現金及び現金同等物期末残高		<u><u>2,039,656</u></u>

平成30年度小金井市土地開発公社監査報告書

小金井市土地開発公社定款第7条第4項の規定に基づき、平成30年度決算監査を行った結果を次のとおり報告する。

記

- 1 監査の期日 平成31年4月12日(金)
- 2 監査の対象期間 自 平成30年4月 1日  
至 平成31年3月31日
- 3 監査事項 決算報告及び関係書類

4 監査結果と概要

公社の財務・業務・会計及び現金・物品・出納に関しては、適正に行われていると判断される。

関係諸帳簿の記帳状況及び証拠書類の整備状況も適正であると認めた。

平成31年4月12日

監事 畑野実那



監事 内田泰彦



理事長 住野英進様

(様式第1号)

現金及び預金明細表

(単位:円)

平成31年3月31日

科目	種類	金額	摘要
現金		0	
預金	普通	2,039,656	
	定期	5,000,000	
合計		7,039,656	

(様式第2号)

公 有 用 地 明 細 表

平成31年3月31日

資 産 区 分	期 首 残 高 (H30.4.1)		当 期 増 加 高		当 期 減 少 高		期 末 残 高		摘 要
	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	面積(m <sup>2</sup> )	金額(円)	
東小金井駅北口まちづくり 事業用地	8,170.05	1,889,358,790			4,676.92	1,079,204,540	3,493.13	810,154,250	
都市計画道路3・4・8号 線事業用地	262.25	181,581,872	1,255.71	625,836,278	262.25	181,581,872	1,255.71	625,836,278	
都市計画公園 (小長久保公園) 事業用地	180.45	81,457,352			180.45	81,457,352	0.00	0	
合 計	8,612.75	2,152,398,014	1,255.71	625,836,278	5,119.62	1,342,243,764	4,748.84	1,435,990,528	

短期借入金明細表

(1) 金融機関別借入状況

(単位：円) 平成31年3月31日

借入先	※利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.475%	263,039,224	625,836,278	263,039,224	625,836,278	
合 計		263,039,224	625,836,278	263,039,224	625,836,278	

※ 1.475% (H21.1.9から適用)

(2) 事業別借入状況

(単位：円) 平成31年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
都市計画道路3・4・8号線事業用地	181,581,872	625,836,278	181,581,872	625,836,278	
都市計画公園(小長久保公園)事業用地	81,457,352	0	81,457,352	0	
合 計	263,039,224	625,836,278	263,039,224	625,836,278	

(様式第17号)

## 長期借入金明細表

## (1) 金融機関別借入状況

(単位：円)

平成31年3月31日

借入先	利率	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
みずほ銀行	1.675%	1,006,841,809	0	778,841,869	227,999,940	
みずほ銀行(三菱UFJ銀行分)	1.675%	0	0	0	0	
東京むさし農業協同組合	1.675%	111,872,002	0	86,537,986	25,334,016	
山梨中央銀行	1.675%	55,936,501	0	43,268,993	12,667,508	
東日本銀行	1.675%	55,936,501	0	43,268,993	12,667,508	
多摩信用金庫	1.675%	55,936,501	0	43,268,993	12,667,508	
多摩信用金庫(城北信用金庫分)	1.675%	55,936,501	0	43,268,993	12,667,508	
昭和信用金庫	1.675%	55,936,501	0	43,268,993	12,667,508	
合 計		1,398,396,316	0	1,081,724,820	316,671,496	

## (2) 事業別借入状況

(単位：円)

平成31年3月31日

事業名	期首残高	当期増加高	当期減少高	期末残高	備考
東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,398,396,316	0	1,081,724,820	316,671,496	
合 計	1,398,396,316	0	1,081,724,820	316,671,496	

(様式第18号)

資本金明細表

(単位:円)

平成31年3月31日

区分	出資団体名	出資額	摘要
基本財産	小金井市	5,000,000	

(様式第20号)

事業収益明細表

(単位:円)

平成31年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業 収益	公有用地売却収益	1,345,486,776	
	代行用地売却収益	0	
附帯等事業収益	保有土地 賃貸等収 益	東小金井駅北口まちづくり事業 収益 2,520,280	
合 計		1,348,007,056	

(様式第21号)

事業原価明細表

(単位:円)

平成31年3月31日

科目		金額	摘要
公有地取得事業 原価	公有用地売却原価	1,342,243,764	
	代行用地売却原価	0	
附帯等事業原価	保有土地 賃貸等原 価	東小金井駅北口まちづくり事業 収益 0	
合 計		1,342,243,764	

## 平成30年度収支決算報告書

## 収益の部

款項	科 目 節	予 算 現 額			調定額
		当初予算額	補正予算額	(A)計	
1	事業収益	1,346,967,000	1,042,000	1,348,009,000	1,348,007,056
	1 公有地取得事業収益	1,345,961,000	△ 473,000	1,345,488,000	1,345,486,776
	1 公有用地売却収益	1,345,961,000	△ 473,000	1,345,488,000	1,345,486,776
	2 附帯等事業収益	1,006,000	1,515,000	2,521,000	2,520,280
	1 公有用地賃貸収益	1,006,000	1,515,000	2,521,000	2,520,280
2	借入金	648,901,000	△ 23,064,000	625,837,000	625,836,278
	1 借入金	648,901,000	△ 23,064,000	625,837,000	625,836,278
	1 長期借入金	0	0	0	0
	2 短期借入金	648,901,000	△ 23,064,000	625,837,000	625,836,278
3	事業外収益	39,183,000	△ 493,000	38,690,000	28,442,384
	1 受取利息	2,000	0	2,000	1,312
	1 受取利息	2,000	0	2,000	1,312
	2 雑収益	39,181,000	△ 493,000	38,688,000	28,441,072
	1 雑収益	39,181,000	△ 493,000	38,688,000	28,441,072
	合 計	2,035,051,000	△ 22,515,000	2,012,536,000	2,002,285,718



(単位:円) 平成31年3月31日

(B)収入済額	収 入 未済額	(B)-(A)	備 考
1,348,007,056	0	△ 1,944	
1,345,486,776	0	△ 1,224	
1,345,486,776	0	△ 1,224	1 東小金井駅北口まちづくり事業用地 1,079,204,540 2. 都市計画道路3・4・8号線事業用地 183,838,751 3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地 82,443,485 合計 1,345,486,776
2,520,280	0	△ 720	
2,520,280	0	△ 720	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料 2,520,280
625,836,278	0	△ 722	
625,836,278	0	△ 722	
0	0	0	
625,836,278	0	△ 722	都市計画道路3・4・8号線事業用地 625,836,278
28,442,384	0	△ 10,247,616	
1,312	0	△ 688	普通預金利息及び定期預金利息
1,312	0	△ 688	1,312
28,441,072	0	△ 10,246,928	小金井市事務事業費補助金等
28,441,072	0	△ 10,246,928	
2,002,285,718	0	△ 10,250,282	

費用の部

科 目		予 算 現 額			
款 項	節	当初予算額	補正予算額	流用額	(A)計
1	事業費	519,304,000	△ 10,873,000		508,431,000
	1 公有地取得事業費	519,304,000	△ 10,873,000		508,431,000
	1 公有用地取得事業費	519,304,000	△ 10,873,000		508,431,000
2	販売費及び一般管理費	24,843,000	△ 481,000		24,362,000
	1 販売費及び一般管理費	24,843,000	△ 481,000		24,362,000
	1 報酬	2,726,000	△ 280,000		2,446,000
	2 法定福利費	348,000	△ 23,000		325,000
	3 需用費	302,000	0		302,000
	4 役務費	711,000	0		711,000
	5 委託料	13,700,000	0		13,700,000
	6 使用料及び賃借料	105,000	0		105,000
	7 負担金、補助及び交付金	5,000	0		5,000
	8 公租公課	6,941,000	△ 178,000		6,763,000
	9 旅費	5,000	0		5,000
3	償還金	1,343,251,000	1,514,000		1,344,765,000
	1 借入金償還金	1,343,251,000	1,514,000		1,344,765,000
	1 借入元金	1,343,251,000	1,514,000		1,344,765,000
4	事業外費用	18,053,000	△ 484,000		17,569,000
	1 支払利息	18,053,000	△ 484,000		17,569,000
	1 支払利息	18,053,000	△ 484,000		17,569,000
5	補償費	129,597,000	△ 12,191,000		117,406,000
	1 補償費	129,597,000	△ 12,191,000		117,406,000
	1 補償費	129,597,000	△ 12,191,000		117,406,000
6	特別損失	2,000	0		2,000
	1 その他の特別損失	2,000	0		2,000
	1 寄附金	2,000	0	△ 1,000	1,000
7	予備費	1,000	0		2,000
	1 予備費	1,000	0		2,000
	1 予備費	1,000	0	1,000	2,000
	合 計	2,035,051,000	△ 22,515,000	0	2,012,537,000

前年度繰越準備金 493,000,818 円  
 収入済額 2,002,285,718 円  
 支出済額 2,002,285,718 円  
 翌年度繰越準備金 495,522,410 円

(B) 支出済額	不用額(A)-(B)	備 考			
508,430,367	633	事業	都市計画道路3・4・8号線事業用地 508,430,367		
508,430,367	633				
508,430,367	633				
14,116,741	10,245,259	事業	評議員、非常勤嘱託職員報酬 非常勤嘱託職員社会保険料等 消耗品費、印紙代等 不動産鑑定手数料等 仮杭設置等委託料、補償金算定委託料等 パーソナルコンピュータ借上料 公社連絡協議会負担金 固定資産税、都市計画税等 職員旅費		
14,116,741	10,245,259				
2,435,600	10,400				
270,170	54,830				
232,000	70,000				
602,481	108,519				
3,702,964	9,997,036				
104,976	24				
5,000	0				
6,762,100	900				
1,450	3,550				
1,344,764,044	956			元金償還対象事業	1 東小金井駅北口まちづくり事業用地 1,081,724,820
1,344,764,044	956				2 都市計画道路3・4・8号線事業用地 181,581,872
		3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地 81,457,352			
		合計 1,344,764,044			
	956				
17,567,343	1,657	支払利息対象事業	1 東小金井駅北口まちづくり事業用地 14,324,331		
17,567,343	1,657		2 都市計画道路3・4・8号線事業用地 2,256,879		
			3 都市計画公園(小長久保公園)事業用地 986,133		
			合計 17,567,343		
	1,657				
117,405,911	89	事業	都市計画道路3・4・8号線事業用地 117,405,911		
117,405,911	89				
117,405,911	89				
0	2,000				
0	2,000				
0	1,000				
1,312	688		受取利息		
1,312	688				
1,312	688				
2,002,285,718	10,251,282				

## 平成30年度損益計算書明細表

(単位:円)

平成31年3月31日

1 事業収益		
1,348,007,056		
(1)公有用地売却収益	東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,079,204,540
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	183,838,751
1,345,486,776	都市計画公園(小長久保公園)事業用地	82,443,485
(2)公有用地賃貸収益	東小金井駅北口まちづくり事業用地賃貸料	2,520,280
2,520,280		
2 事業原価		
(1)公有用地売却原価		
1,342,243,764	東小金井駅北口まちづくり事業用地	1,079,204,540
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	181,581,872
	都市計画公園(小長久保公園)事業用地	81,457,352
3 販売費及び一般管理費		
(1)販売費及び一般管理費	報酬(非常勤嘱託職員)	1,965,600
14,116,741	報酬(評議員)	470,000
	法定福利費(非常勤嘱託職員)	270,170
	需用費(消耗品費等)	232,000
	役務費(不動産鑑定手数料等)	602,481
	委託料(物件調査算定料等)	3,702,964
	使用料及び賃借料(パーソナルコンピュータ借上料)	104,976
	負担金、補助及び交付金(東京都市町村土地開発公社連絡協議会負担金)	5,000
	公租公課(固定資産税等)	6,762,100
	旅費	1,450
4 事業外収益		
28,442,384	定期預金(資本金)	421
(1)受取利息	普通預金	891
1,312		
(2)雑収益	非常勤嘱託職員報酬	1,965,600
28,441,072	評議員報酬	470,000
	法定福利費	270,170
	需用費	232,000
	役務費	602,481
	委託料	3,702,964
	使用料及び賃借料	104,976
	負担金、補助及び交付金	5,000
	利子補給金	14,324,331
	公租公課	6,762,100
	旅費	1,450
5 事業外費用		
(1)支払利息	東小金井駅北口まちづくり事業用地	14,324,331
17,567,343	小金井都市計画道路3・4・8号線事業用地	2,256,879
	都市計画公園(小長久保公園)事業用地	986,133

## 平成30年度貸借対照表明細表

(単位:円)

平成31年3月31日

(資産の部)		
1	流動資産	
	1,443,030,184	
	(1)現金及び預金	
	----- 7,039,656	
	普通預金	2,039,656
	定期預金	5,000,000
	(2)公有用地	
	公有用地	
	----- 1,435,990,528	
	東小金井駅北口まちづくり事業用地	810,154,250
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	625,836,278
	資産合計	
	1,443,030,184	
(負債の部)		
1	流動負債	
	(1)短期借入金	
	----- 625,836,278	
	都市計画道路3・4・8号線事業用地	625,836,278
2	固定負債	
	(1)長期借入金	
	----- 316,671,496	
	東小金井駅北口まちづくり事業用地	316,671,496
	負債合計	
	942,507,774	
(資本の部)		
1	資本金	
	(1)基本財産	
	----- 5,000,000	
	小金井市出資金	5,000,000
2	準備金	
	(1)前年度繰越準備金	
	----- 493,000,818	
	前年度繰越準備金	493,000,818
	(2)当年度純利益	
	----- 2,521,592	
	当年度純利益	2,521,592
	資本合計	
	500,522,410	
	負債資本合計	
	1,443,030,184	

## 公 有 用 地

平成31年3月31日

事 業 名	平成30年度 期末残高 (円)	面積 (㎡)	処 分 予 定	備 考
1 東小金井駅北口まちづくり事業用地	810,154,250	3,493.13	平成39年度までに処分予定	
2 都市計画道路3・4・8号線	625,836,278	1,255.71	平成31年度及び平成32年度に処分予定	
合 計	1,435,990,528	4,748.84		

報告第4号

平成30年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号）第20条及び小金井市個人情報保護条例（昭和63年条例第31号）第29条の規定に基づき、別紙のとおり本市議会に報告する。

令和元年5月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

平成30年度小金井市情報公開条例及び小金井市個人情報保護条例の運用状況について

1 情報公開条例の実施状況

本条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

目的を実現するために、利用しやすい制度運用に努めました。

(1) 市政情報の公開請求状況及びその処理状況

平成30年度の市政情報の公開請求は49件で、前年度と比べると3件の減になります。

表1 市政情報の実施機関別公開請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	公開請求件数	決定内容					
		公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間延長中	存否応答拒否
市長	43	24	21	17	(17)	0	0
教育委員会	10	2	6	4	(4)	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	0	0	1	(1)	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	54	26	27	22	(22)	0	0

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先の実施機関が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

(2) 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

平成30年度の審査請求は2件ありました。

(3) 情報提供の状況



情報提供は、多岐に渡り、市の財政状況や人口の統計、附属機関等の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

## 2 個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めていますが、平成元年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めています。

### (1) 個人情報の保有等の届出状況

個人情報保護条例第9条の規定により、平成30年度に届出のあった個人情報は、新たな保有が30件、廃止17件、変更19件となっています。

表2 個人情報の届出状況

(単位：件)

実 施 機 関	前年度末の 保 有 数	年度内の届出数			年度末の 保 有 数
		開始	廃止	変更	
市 長	2,568	20	16	17	2,572
教 育 委 員 会	419	5	1	1	423
選 挙 管 理 委 員 会	66	5	0	1	71
監 査 委 員	4	0	0	0	4
農 業 委 員 会	29	0	0	0	29
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	4	0	0	0	4
議 会	21	0	0	0	21
土 地 開 発 公 社	40	0	0	0	40
計	3,151	30	17	19	3,164

### (2) 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した保有個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条第2項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に必要があると認めるときは、例外として目的外利用又は外部提供する

ことが認められています。

平成30年度における保有個人情報の目的外利用は206件、外部提供は554件となっています。

表3 目的外利用又は外部提供の状況 (単位：件)

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	206	548	754
教育委員会	0	6	6
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0
議会	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
計	206	554	760

(3) 保有特定個人情報の目的外利用の状況

業務上の必要から収集した保有特定個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条の2第2項の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。）に限定し、目的外利用することが認められています。

平成30年度における保有特定個人情報の目的外利用はありませんでした。

(4) 自己情報の開示等の請求状況及びその処理状況

市に保有等されている自己に関する保有個人情報については、何人も、開示、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止を請求する権利が保障されています。

平成30年度においては、開示等の請求は14件ありました。

表4 保有個人情報の実施機関別開示等請求件数及び決定内容 (単位：件)

実施機関	開示等請求件数	決定内容					
		開示	一部開示	非開示	訂正・削除・中止 (一部訂正・削除を含む。)	訂正・削除・中止せず	存否応答拒否
市長	14	9	3	2	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0
計	14	9	3	2	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

#### (5) 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができることとなっています。

平成30年度の審査請求はありませんでした。

### 3 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

市政情報の公開請求及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがあった場合に、当該不服申立てを審査する第三者的救済機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小金井市情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

平成30年度は、平成30年9月に審査請求のあった1件を諮問し、平成31年4月16日に答申を受けました。

表5 情報公開請求の決定に対する審査請求の諮問及びその処理状況

事件番号	平成30年度第6号（情報公開請求）
対象情報	下水道施設の工事申請書申請書類
実施機関・原処分	市長・一部公開決定
審査請求・諮問年月日	平成30年9月3日・平成30年11月14日
答申年月日	平成31年4月16日
審査会の判断	<p>実施機関の判断のうち、次の(1)、(2)については、実施機関の判断はこれを変更し、当該箇所の情報につき公開すべきものとする。</p> <p>(1) 下水道施設自費工事申請書兼承認書中施工者の欄に記された業者の商号、代表者氏名及び現場責任者の氏名（住所を含む）。（ただし、現場責任者の電話番号、連絡担当者の氏名及びその電話番号は公開の範囲から除外する。）</p> <p>(2) 下水道施設自費工事申請書兼承認書に添付された計画平面図に記された施工業者の商号</p>

表6 情報公開・個人情報保護審査会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	30.12.19	下水道施設の工事申請書申請書類に係る情報公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について（審査請求内容の確認）
2	31.1.30	下水道施設の工事申請書申請書類に係る情報公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について（答申案の検討）
3	31.2.19	下水道施設の工事申請書申請書類に係る情報公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について（審査請求人の口頭意見申述）
4	31.2.26	下水道施設の工事申請書申請書類に係る情報公開請求の一部公開決定処分に対する審査請求について（答申案の検討）

#### 4 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、情報公開及び個人情報保護両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べる事ができる機関として、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として小

金井市情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

平成30年度は、市長からの諮問事項等について審議を行うため、4回開催されました。

表7 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会 議 の 内 容
1	30.5.25	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出4件、廃止の届出1件、変更の届出10件)</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさと納税業務委託について</li> <li>○ 住民基本台帳事務等窓口委託について</li> </ul>
2	30.7.19	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出4件、廃止の届出5件、変更の届出2件)</li> </ul> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第12条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について</li> </ul> <p>(2) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさと納税関連業務委託システムについて</li> <li>○ 電子申請システムについて</li> </ul> <p>(3) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさと納税関連業務委託システムのオンライン接続について</li> </ul> <p>(4) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ふるさと納税業務委託について</li> <li>○ 電子申請システム業務委託について</li> <li>○ データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について</li> </ul> <p>3 その他</p>

		○ 平成29年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
3	30.10.18	<p>1 報告事項</p> <p>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出9件、廃止の届出3件、変更の届出1件)</p> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第27条関係</p> <p>○ 障害者地域自立生活支援センター運営委託について</p> <p>3 その他</p> <p>○ 基幹系環境とLGWAN環境間のファイルの受け渡しについて</p>
4	31.2.7	<p>1 報告事項</p> <p>○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出13件、廃止の届出8件、変更の届出6件)</p> <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第8条関係</p> <p>○ 音声版選挙公報送付名簿に係る要配慮個人情報の保有等について</p> <p>(2) 個人情報保護条例第11条関係</p> <p>○ 音声版選挙公報送付名簿の本人以外収集について</p> <p>(3) 個人情報保護条例第12条関係</p> <p>○ 音声版選挙公報送付名簿に係る心身障害者(児)更生指導台帳の外部提供について</p> <p>(4) 個人情報保護条例第14条関係</p> <p>○ 基幹系国民年金システムについて</p> <p>○ 国民投票システムについて</p> <p>(5) 個人情報保護条例第15条関係</p> <p>○ 年金生活者支援給付金の支給に伴う所得情報の提供に係るオンライン接続について</p> <p>(6) 個人情報保護条例第27条関係</p> <p>○ 軽自動車税納税通知書封入封緘委託<sup>かん</sup>について</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小金井市緑の基本計画改訂支援委託について</li> <li>○ 介護保険料仮徴収額変更通知書封入封緘委託について</li> <li>○ 介護保険料普通徴収分納入通知書封入封緘委託について</li> <li>○ 小金井市見守りシール事業委託について</li> <li>○ 介護職員初任者研修実施等委託について</li> <li>○ 児童相談システム更新業務委託について</li> <li>○ 小金井市立小中学校における医療的ケア実施委託について</li> </ul> |
|--|---|

## 5 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、平成30年度は、管理職者及び個人情報取扱責任者を対象にした研修、主任職及び一般職員を対象にした研修並びに新任研修を行いました。

1 目的外利用

個人情報記録	目的外利用の内容	件数	
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	7	
職員給与等関係データ	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	19	
戸籍関係データ	地方税の調査、照会	8	
	成年後見関係業務	3	
	介護保険関係業務	1	
	生活保護関係業務	2	
	土地所有者の所在確認	1	
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	3	
	用地取得に関する調査	1	
	生産緑地業務	1	
	公営住宅管理業務	3	
	国民健康保険関係業務	1	
	債権回収業務	1	
	成年被後見人等戸籍関係データ	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	6
	国民健康保険の賦課収納診療関係データ	市税等関係業務	1
生活保護関係業務		1	
後期高齢者医療保険関係業務		1	
介護保険関係業務		1	
国民年金等資格給付データ	介護保険関係業務	1	
	国民健康保険関係業務	2	
	障害者福祉関係業務	1	
	市税等の減額・免除業務	1	
	国民健康保険関係業務	1	
市・都民税課税データ	後期高齢者医療保険関係業務	3	
	国民年金関係業務	3	
	生活保護関係業務	2	
	障害者福祉関係業務	13	
	介護保険関係業務	9	
	高齢者等福祉関係業務	13	
	養育関係業務	1	
	ホームヘルプサービス等事業	3	
	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	6	
	保育等関係業務	5	
	公営住宅管理業務	4	
	小口資金貸付業務	1	
	市税等の減額・免除業務	1	
	下水道使用料関係業務	1	
	軽自動車税データ	放置バイク整理業務	1
	固定資産税課税関係データ	小口事業資金融資業務	1
		空き家の所有者調査業務	3
公共物払下げ業務		1	
下水道維持管理業務		1	
雨水貯留施設設置関係業務		1	
生活保護関係業務		1	
道路工事等に伴う地権者調査		1	
公営住宅管理業務		1	
市計画業務に係る用地買収等		1	
市税収納管理システム		住宅用新エネルギー機器等普及促進補助業務	1
	雨水貯留施設設置業務	1	
	広告掲載判定業務	2	
	生ごみ減量化処理機器購入費補助金助成業務	1	
	公営住宅管理業務	1	



	公衆浴場施設改修費補助金交付業務	1
	小口事業資金融資業務	1
	サポート利子補給事業業務	2
	障害者福祉関係業務	1
生活保護関係データ	介護保険関係業務	2
	国民健康保険関係業務	1
	市税等の減額・免除業務	6
	医療費助成制度等の資格確認業務	1
	住民基本台帳関係業務	1
	成年後見関係業務	1
	公務災害認定業務	1
心身障害者（児）関係データ	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	6
	国民健康保険関係業務	1
	税務等調査	1
	生活保護関係業務	3
	声の広報送付業務	1
	避難行動要援護者業務	1
	市税等の減額・免除業務	1
介護保険関係データ	税務等調査	2
	後期高齢者医療保険関係業務	2
	生活保護関係業務	1
	災害時要援護者業務	2
大気汚染医療費助成関係データ	国民健康保険関係業務	1
3歳児健康診査受診児童一覧	児童虐待防止対策強化に向けた緊急総合対策	1
児童手当等関係データ	市税等滞納整理業務	1
	障害福祉関係業務	2
	生活保護関係業務	1
	児童福祉関係業務	2
	市税等の減額・免除業務	1
保育園等入所者関係データ	愛育手当の受給者確認業務	1
	生活保護関係業務	1
	児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	1
幼稚園助成金関係データ	愛育手当の受給者確認業務	1
児童手当等関係データ	市税等滞納整理業務	1
木造住宅耐震改修データ	市税等の減額・免除業務	1
区画整理関係データ	市税等関係業務	2
合 計		206

2 外部提供

個人情報記録	外部提供の内容	件数
町会長・自治会長名簿	町会長・自治会長照会	1
職員給与等関係データ	補助金、交付金、資料提供及び災害発生時の職員名簿作成	3
住民基本台帳関係データ	捜査関係業務	10
	犯罪被害者等給付金支給業務	1
	債権回収業務	12
	身上調査	4
	国等からの住所等照会	1
	用地取得に関する調査	22
	自動車損害賠償保障関係業務	1
	農地整備事業	1
	不動産登記関係業務	2
	国籍取得に関する調査	1
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	8
	国有財産管理業務	1
	関係人調査	3
	労働者災害補償保険関係業務	4
	国税の調査、照会	3
	国民年金等関係業務	1
	安全運転管理者等の選任	1
	地方税の調査、照会	10
	道路管理事務	1
	公有財産関係業務	2
	心身障害者扶養共済制度関連業務	1
	公営住宅管理業務	2
	水道事業関係	2
	墓地管理運營業務	2
	都道府県奨学金返還事務	6
	都市計画公園事業における調査	1
	結核予防業務	1
	生活保護法関係業務	1
	地籍調査業務	7
	戸籍関係調査、照会	1
	児童福祉関係業務	2
	介護保険関係業務	1
	住民基本台帳関係業務	1
	成年後見関係業務	1
	空き家管理業務	1
	被災市街地復興土地区画整理事業	1
	小口資金貸付業務	1
	図書館業務	1
	農業委員会関係業務	3
	住民監査請求	1
戸籍関係データ	捜査関係業務	9
	道路交通法に係る放置違反金関係照会	2
	犯罪被害者等給付金支給業務	1
	銃砲刀剣類所持の許可等に関する許認可庁からの欠格事項の照会	1
	相続人調査	15
	地籍調査業務	6
	用地取得に関する調査	22
	自動車損害賠償保障関係業務	1
	不動産登記関係業務	4
	保護観察業務	2
	債権回収業務	5
	国有財産管理業務	1
	関係人調査	1

	公有財産関係業務	4
	出入国管理業務	1
	労働者災害補償保険関係業務	1
	分収育林事務	1
	国税の調査、照会	2
	国民年金等関係業務	1
	刑務所関係業務	1
	地方税の調査、照会	7
	道路管理業務	2
	公営住宅管理業務	2
	水道事業関係	1
	親族の調査	1
	森林調査事務	1
	墓地管理運營業務	3
	児童福祉業務	1
	農地整備事業	4
	身上調査	2
	産業廃棄物処理業の許可における調査	1
	国民健康保険関係業務	1
	後期高齢者医療保険関係業務	2
	生活保護関係業務	3
	復興事業に係る権利者確認業務	2
	造成事業に関する調査	1
	特別緑地保全地区指定等拡充事業	1
	住民基本台帳事務	1
	戸籍事務処理等	1
	児童福祉関係業務	2
	介護保険関係業務	1
	空き家管理業務	1
	選挙事務	1
	老人福祉関係業務	3
	成年後見関係業務	2
	小口資金貸付業務	1
	文化財保護	1
	福祉貸付金に関する事務	1
	損失補償金算定事務	1
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項の照会	2
	災害対策業務	2
	空き地管理業務	1
成年被後見人等戸籍関係データ	身上調査	36
	銃砲刀剣類所持等取締法に基づく身上調査	1
	国及び地方公共団体等の任用、叙位、叙勲表彰等に関する欠格事項照会	7
消費生活相談カード	不適正な取引行為に関する調査	2
	捜査関係業務	1
国民健康保険関係データ	捜査関係業務	6
	労働者災害補償保険関係業務	3
市・都民税課税データ	国民年金関係業務	5
	奨学金支給算定事務	2
	国税の調査、照会	1
	国民年金等関係業務	2
	生活保護に係る所得の調査照会	2
	介護保険料賦課・給付負担割合に係る調査照会	1
	公営住宅管理業務	2
	子ども医療費受給資格の認定における所得情報の照会	1
	児童福祉関係業務	1
	扶養義務者の費用の負担能力の認定に係る所得等の照会	1

	保育等関係業務	1
	障害者福祉関係業務	1
	道路交通法に係る放置違反金関係照会	1
軽自動車税データ	生活保護に係る資産照会	2
	放置バイク整理業務	2
	捜査関係調査、照会	1
固定資産税課税関係データ	税の調査、照会	1
市税収納管理システム	滞納整理業務	1
避難行動要支援者関係データ	避難行動要支援者支援	4
生活保護関係データ	就労援助業務	2
介護保険関係データ	介護支援事業者等からの介護サービス計画作成等に係る調査	176
	災害時要援護者業務	1
	障害者控除認定に係る照会	4
75歳以上リスト	自治会等から敬老事業に関する対象者の照会	9
児童手当等関係データ	社会福祉関係手当の受給資格確認業務	1
学齢簿	国の児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策	1
	児童福祉関係業務	1
新入学学齢児童生徒データ	入学祝品支給関係業務	1
体育館市民利用予定表	体育館市民利用業務	1
防犯カメラデータ	捜査関係業務	1
図書館システムデータ	捜査関係業務	1
	合 計	554

議案第26号

令和元年度

小金井市

一般会計補正予算

(第3回)

## 令和元年度小金井市一般会計補正予算（第3回）

令和元年度小金井市の一般会計の補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33,161千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,324,153千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和元年5月31日提出

東京都小金井市長 西岡真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 7,726,349	千円 △3,815	千円 7,722,534
	2 国庫補助金	1,927,217	△3,815	1,923,402
15 都支出金		6,887,255	26,894	6,914,149
	2 都補助金	4,120,908	26,595	4,147,503
	3 委託金	844,799	299	845,098
20 諸収入		508,702	10,082	518,784
	5 雑入	458,108	10,082	468,190
歳入合計		44,290,992	33,161	44,324,153

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,834,899	千円 35,306	千円 3,870,205
	1 総務管理費	2,831,649	35,306	2,866,955
3 民生費		21,267,979	1,157	21,269,136
	1 社会福祉費	7,220,933	80	7,221,013
	2 児童福祉費	10,375,720	1,077	10,376,797
7 商工費		656,935	2,911	659,846
	1 商工費	656,935	2,911	659,846
8 土木費		6,047,464	△1,704	6,045,760
	4 都市計画費	4,594,615	△1,704	4,592,911
10 教育費		3,538,440	7,926	3,546,366
	1 教育総務費	635,528	7,844	643,372
	5 保健体育費	510,544	82	510,626
13 予備費		36,236	△12,435	23,801
	1 予備費	36,236	△12,435	23,801
歳出合計		44,290,992	33,161	44,324,153

## 第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
市民交流センター指定管理 委託料	令和元年度 ～令和6年度	市民交流センターの管理 運営に要する額



議案第26号資料1

令和元年度

小金井市

一般会計

補正予算事項別明細書

(第3回)

# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 7,726,349	千円 △3,815	千円 7,722,534
	2 国庫補助金	1,927,217	△3,815	1,923,402
15 都支出金		6,887,255	26,894	6,914,149
	2 都補助金	4,120,908	26,595	4,147,503
	3 委託金	844,799	299	845,098
20 諸収入		508,702	10,082	518,784
	5 雑収入	458,108	10,082	468,190
歳入合計		44,290,992	33,161	44,324,153

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,834,899	千円 35,306	千円 3,870,205
	1 総務管理費	2,831,649	35,306	2,866,955
3 民生費		21,267,979	1,157	21,269,136
	1 社会福祉費	7,220,933	80	7,221,013
	2 児童福祉費	10,375,720	1,077	10,376,797
7 商工費		656,935	2,911	659,846
	1 商工費	656,935	2,911	659,846
8 土木費		6,047,464	△1,704	6,045,760
	4 都市計画費	4,594,615	△1,704	4,592,911
10 教育費		3,538,440	7,926	3,546,366
	1 教育総務費	635,528	7,844	643,372
	5 保健体育費	510,544	82	510,626
13 予備費		36,236	△12,435	23,801
	1 予備費	36,236	△12,435	23,801
歳出合計		44,290,992	33,161	44,324,153

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
13,315		10,000	11,991
13,315		10,000	11,991
835			322
			80
835			242
2,911			
2,911			
△946			△758
△946			△758
6,964		82	880
6,964			880
		82	
			△12,435
			△12,435
23,079		10,082	0

2 歳 入

款 14 国庫支出金

項 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 40,409	千円 △ 6,000	千円 34,409	1 総務管理費補助金	千円 △ 6,000
2 民生費国庫補助金	310,733	2,185	312,918	2 児童福祉費補助金	2,185

款 15 都支出金

項 2 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費都補助金	千円 1,100,212	千円 1,801	千円 1,102,013	3 防犯設備補助事業補助金	千円 1,801
2 民生費都補助金	2,012,010	7,810	2,019,820	2 児童福祉費補助金	7,810
5 商工費都補助金	29,860	10,319	40,179	1 商工費補助金	10,319
7 教育費都補助金	66,787	6,665	73,452	1 教育費補助金	6,665

説	明	千円
3 登録有形文化財建造物修理等事業費補助金 (登録有形文化財建造物修理等事業費国庫補助要項) 補助率 1/2	(コミュニティ文) △	6,000
1 母子家庭等対策総合支援事業費補助金 (母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱) 補助率 3/4、10/10	(子育て支援課)	2,185

説	明	千円
1 防犯設備補助事業補助金 (東京都地域における見守り活動支援事業補助金交付要綱) 補助率 7/12	(地域安全課)	1,801
21 子ども・子育て支援事業費補助金 (子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(保育課)	7,810
2 消費者行政活性化交付金 (東京都消費者行政活性化交付金交付要綱) 補助率 10/10	(経済課)	2,911
5 観光まちづくり推進支援事業費補助金 (東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金交付要綱) 補助率 1/2	(コミュニティ文)	7,408
9 スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金 (スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金交付要綱) 補助率 10/10	(指導室)	6,665

款 15 都支出金

項 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
5 教育費委託金	千円 8,665	千円 299	千円 8,964	1 教育費委託金	千円 299

款 20 諸収入

項 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
6 雑入	千円 443,828	千円 10,082	千円 453,910	1 雑入	千円 10,082

説	明	千円
6 プログラミング教育推進事業委託金 (プログラミング教育推進校事業実施要項) 補助率 10/10	(指 導 室)	299

説	明	千円
76 自治総合センターコミュニティ助成金 (共生の地域づくり助成事業)	(コミュニティ文)	10,000
77 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業 助成金	(生涯学習課)	82



3 歳 出

款 2 総 務 費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 一般管理費	1,317,648	2,829	1,320,477	1,801		
				1,801		
2 文書管理費	555,969	11,551	567,520	9,160		
				9,160		
9 市民施設費	115,244	18,104	133,348			10,000
						10,000
10 市民文化費	298,734	2,822	301,556	2,354		
				1,317		
				1,037		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
1,028			
1,028	19 負担金補助及び交付金	2,829	13 安全・安心まちづくり対策に要する経費 (地域安全課) 2,829
			19 負担金補助及び交付金 (2,829) 防犯設備整備事業補助金 2,829
2,391			
2,391	13 委託料	9,198	6 基幹系システムに要する経費 (情報システム課) 11,551
	14 使用料及び賃借料	2,353	13 委託料 (9,198) 基幹系システム修正委託料(子ども・子育て支援システム幼児教育無償化対応分) 7,810 基幹系システム修正委託料(未婚の児童扶養手当受給者臨時・特別給付金対応分) 1,350 基幹系システム機器等保守委託料(平成25年度導入分)その2 38 14 使用料及び賃借料 (2,353) 基幹系システム機器等借上料(平成25年度導入分)その2 23 基幹系システム機器等借上料(令和元年度導入分)その2 2,330
8,104			
8,104	15 工事請負費	18,104	2 集会施設の維持管理に要する経費 (コミュニティ文) 18,104
			15 工事請負費 (18,104) 桜町上水会館エレベーター改修工事
468			
△ 4	8 報償費	228	3 文化振興に要する経費 (コミュニティ文) 1,313
	12 役員費 5 手数料	845 845	13 委託料 (813) 江戸文化体験委託料 560 芸術文化振興計画推進事業運営委託料 253
	13 委託料	1,249	19 負担金補助及び交付金 (500) 小金井薪能補助金 500
472	19 負担金補助及び交付金	500	8 はげの森美術館事業に要する経費 (コミュニティ文) 1,509
			8 報償費 (228) ワークショップ等講師謝礼 228 12 役員費 (845) 広告料 845 13 委託料 (436)

款 2 総務費

項 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
10 市民文化費	千円	千円	千円	千円	千円	千円

一般財源	節		説	明
	区	分		
千円				千円
			デザイン編集委託料	288
			写真原版作製委託料	91
			トレーディングカード作製委託料	57

款 3 民生費

項 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2 障害者福祉費	1,961,271	80	1,961,351			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
80			
80	19 負担金補助及び交付金	80	11 その他事務に要する経費 (自立生活支援課) 80
			19 負担金補助及び交付金 ( 80)
			移動支援費特例補助金 80

款 3 民生費

項 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		
				国都支出金	地方債	その他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 児童福祉総務費	5,311,364	835	5,312,199	835		
				835		
4 保育園費	1,102,297	223	1,102,520			
6 ひとり親福祉費	42,537	19	42,556			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	7 賃金	38	30 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付に要する経費 (子育て支援課) 835
	11 需用費 1 消耗品費	4 4	7 賃 金 ( 38) 事務補助員賃金 38
	12 役務費 1 郵便料	5 5	11 需 用 費 ( 4) 消耗品費 4
	19 負担金補助及び交付金	788	12 役 務 費 ( 5) 郵便料 5 19 負担金補助及び交付金 ( 788) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 788
223			
223	13 委託料	223	2 保育園維持管理に要する経費 (保 育 課) 223
			13 委 託 料 ( 223) 小金井保育園電気工作物更新委託料 223
19			
19	12 役務費 2 電話料	19 19	5 母子・父子自立支援・婦人相談員に要する経費 (子育て支援課) 19
			12 役 務 費 ( 19) 電 話 料 19



款 7 商 工 費

項 1 商 工 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 商工総務費	84,644	2,911	87,555	2,911		
				2,911		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	11 需用費 1 消耗品費	2,911 2,911	2 消費者対策に要する経費 (経 済 課) 2,911
			11 需用費 ( 2,911) 消耗品費 2,911

款 8 土 木 費

項 4 都市計画費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
5 公園緑地費	265,249	△ 1,704	263,545	△ 946		
				△ 946		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
△ 758			
△ 758	13 委託料	110	7 美術の森緑地維持管理に 要する経費 (コミュニティ文) △ 1,704
	15 工事請負費	△ 1,814	13 委託料 ( 110) 説明看板作製委託料 110 15 工事請負費 (△ 1,814) 茶室「花侵庵」修復工事

款 10 教育費

項 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
3 教育指導費	194,873	7,844	202,717	6,964		
				6,964		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
880			
880	7 賃金	7,545	20 その他教育指導等に要する経費 (指導室) 7,844
	8 報償費	20	
	11 需用費	26	7 賃 金 ( 7,545)
	1 消耗品費	26	スクール・サポート・スタッフ臨時職員賃金 7,545
	18 備品購入費	253	8 報 償 費 ( 20)
			プログラミング教育推進事業講師謝礼 20
			11 需 用 費 ( 26)
			消耗品費 26
			18 備品購入費 ( 253)
			教育振興備品 253

款 10 教育費

項 5 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 保健体育総務費	72,859	82	72,941			82
						82

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	11 需用費 1 消耗品費	82 82	<u>8 東京2020オリンピック・パラリンピック推進に要する経費 (生涯学習課)</u> 82  11 需用費 ( 82) 消耗品費 82



款 13 予 備 費

項 1 予 備 費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 予 備 費	36,236	△ 12,435	23,801			

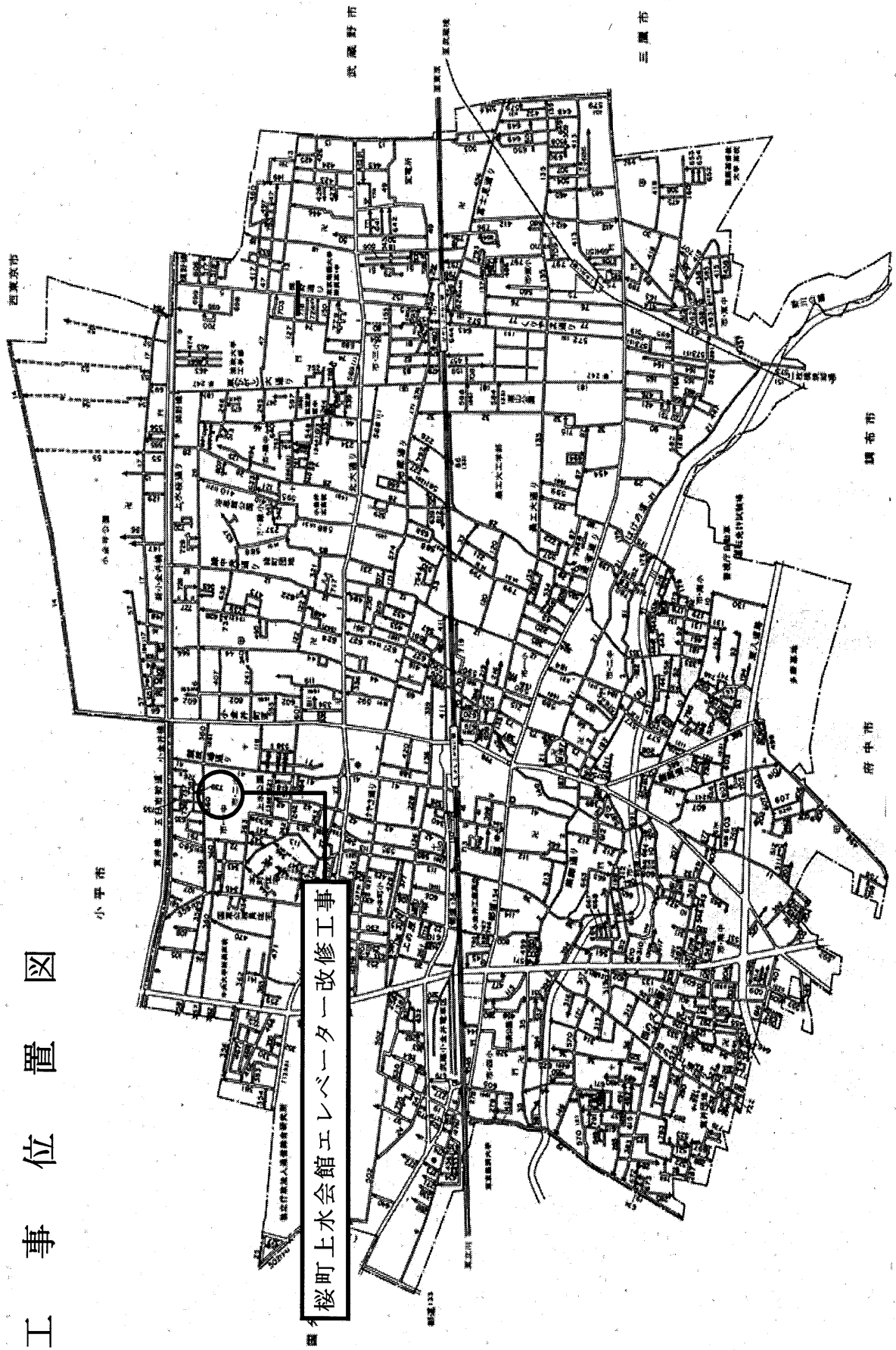
一般財源	節		説明
	区 分	金 額	
千円 △ 12,435		千円	千円

債務負担行為の見込み及び以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額を翌年度以降にわたるものについての前年度末までの調書補正

(単位:千円)

事項	限度額	平成30年度以降にわたるもの		令和元年度以降にわたるもの		左の財源内訳				
		支出期間	金額	支出期間	金額	特定財源			一般財源	
						国都支出金	地方債	その他		
市民交流センター指定管理委託料	市民交流センターの管理運営に要する額			令和元年度 ～令和6年度	限度額に同じ					限度額から特定財源を控除した額

# 工事位置図



小金井市の有形、無形文化財を活用した観光促進事業概要

1 目的

美術の森緑地内の旧中村研一邸主屋及び茶室「花侵庵」が、国の登録有形文化財（建造物）に登録された。これを契機に、これまでも芸術文化振興計画推進事業及び美術館事業の展覧会関連企画として行ってきた無形文化財の事業とともに、伝統芸能と他の分野とのコラボレーションを図るなど、更に活用発展する事業を展開する。当初予算においては修復工事を対象とした国庫補助金の歳入を見込んでいたが、観光促進の観点から広報活動等を含め補助対象として活用可能な都補助金に組み替える。

2 事業内容

(1) 施設整備事業

現状、旧中村研一邸茶室「花侵庵」は、建物の老朽化が進み、市民に公開及び活用できる状態ではない。今後、登録有形文化財としての積極的な公開及び活用を図るため、修復工事を行う。

(2) 広報・PR事業

本市では初めての国の登録有形文化財（建造物）が登録されたことを契機に、美術館展覧会の広報活動を充実させ、観覧者数の増を図り、市内に拠点がある無形文化財の更なる認知度の向上を目指すため、広報・PR事業を行う。

3 実施内容（予定）

- (1) 展覧会広報の充実（新聞、雑誌及びインターネットへの広告掲載等）
- (2) はけの森美術館展示室における江戸写し絵の上演
- (3) 旧中村研一邸主屋及び茶室「花侵庵」を活用したワークショップ等の開催
- (4) 第41回小金井薪能への補助金の増額
- (5) 文化財トレーディングカードの作製

4 補正予算措置

（歳入）

- (1) 登録有形文化財建造物修理等事業費補助金（国庫）△6,000千円
- (2) 観光まちづくり推進支援事業費補助金（都）7,408千円

（歳出）

- (1) 文化振興に要する経費 1,313千円
  - (2) はけの森美術館事業に要する経費 1,509千円
  - (3) 美術の森緑地維持管理に要する経費
- |               |          |
|---------------|----------|
| ア 説明看板作製委託料   | 110千円    |
| イ 茶室「花侵庵」修復工事 | △1,814千円 |

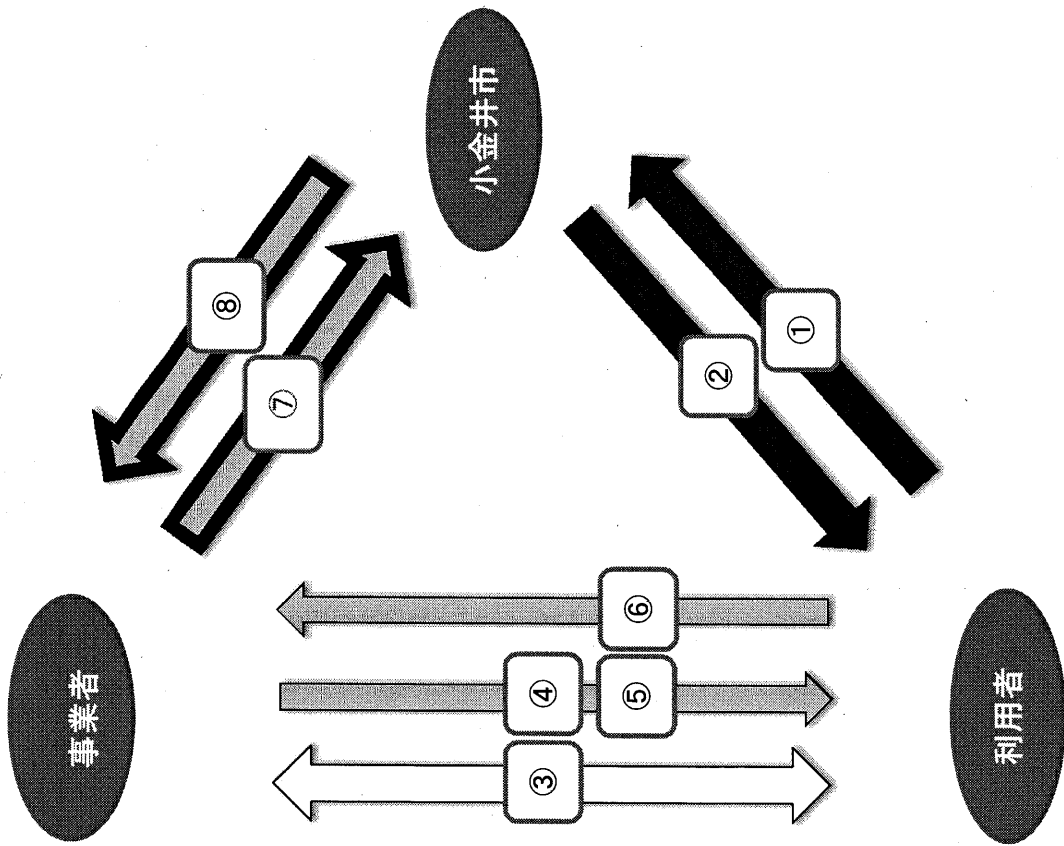


# 移動支援事業の流れ

<根拠法令>  
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条  
 第1項第8号  
 小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則第19条  
 小金井市地域生活支援事業に係る事業者の登録に関する要綱  
 小金井市移動支援事業実施要綱

- ①申請
- ②給付決定 (利用者 と 事業者)
- ③利用契約 (利用者 と 事業者)
- ④サービス提供
- ⑤利用者支払分請求 (0%・5%・10%分)
- ⑥利用者支払分支払 (0%・5%・10%分)
- ⑦事業者代理受領分請求 (市負担分 (100%・95%・90%分) )
- ⑧事業者代理受領分支払 (市負担分 (100%・95%・90%分) )

⑦⑧の部分に関しては、利用者が市から移動支援費の給付を受け、事業者に支払うものだが、代理受領により事業者が市に請求し、市が事業者に支払っている。



未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金制度概要

1 背景及び目的

令和元年10月の消費税率引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、ひとり親に対する住民税非課税の適用拡大の措置を講じるとともに、令和2年度税制改正の大綱において、更なる検討を行い、結論を得るとされた。このことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、所得税及び住民税の寡婦(夫)控除の対象とならない過去に婚姻したことのない方を対象に、17,500円を1回限りで支給する。

2 対象者

令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける監護等児童の父又は母であって、基準日までの間に、法律上の婚姻をしたことがない者(同日において、事実婚をしていない者又は事実婚相手の生死が明らかでない者に限る。)

3 対象者数(見込み)

45人

4 基準日

令和元年10月31日

5 歳入

母子家庭等対策総合支援事業費補助金  
補助率10/10

6 支給時期

令和2年1月



東京都補助・委託事業の概要

事業及び限度額	目的	取組内容	補助率	対象校	補正予算額(千円)				
					07 賃金	08 報償費	11 需用費	18 備品	合計
スクール・サポート・スタaff配置支援事業 685,880円/校	教員の負担軽減を図り、児童・生徒への指導や授業準備等をサポートする。	東京都教育委員会が実施する教員の負担軽減を目的とするスクール・サポート・スタaffの配置事業について、現在3校で実施しているところであるが、新たに11校に随時的任用職員を配置し、市内小中学校に1校1人の体制を構築する。 【配置予定期間】令和元年7月～令和2年3月 【配置予定校及び人数】既に配置している小金井第二小学校、前原小学校、小金井第一中学校を除く11校に各1人を配置 【配置日数等】週3日、6時間/日	10/10 (除:交通費)	一小 三小 四小 東小 本町小 緑小 南小 二中 東中 緑中 南中	7,545	0	0	0	7,545
プログラミング教育推進校事業 300,000円/校	区市町村教育委員会が小中学校におけるプログラミング教育を推進するに当たり、支援団体及び企業との連携を推進するため、効果的なプログラミング教育推進校を設置し、実践を行う。	平成30年度に続けての取組となるが、企業支援を受けながら、教育用ロボットを活用した授業を展開し、プログラミングを通して、問題の中から課題を発見し、解決への見通しを持ち、その方法や手順などを考える力を育成する。とともに、2年間の実践内容について研究発表を行い、他校へ普及及び啓発を行う。	10/10	本町小	0	20	26	253	299
合 計					7,545	20	26	253	7,844

議案第27号

令和元年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算

(第1回)

令和元年度小金井市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成31年度小金井市下水道事業特別会計予算における会計年度の表示は、「令和元年度」とし、令和元年度小金井市の下水道事業特別会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,551千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,585,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和元年5月31日提出

東京都小金井市長 西岡 真一郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 都 支 出 金		千円 890	千円 2,551	千円 3,441
	1 都 補 助 金	890	2,551	3,441
歳 入 合 計		1,582,680	2,551	1,585,231

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 下 水 道 費		千円 1,377,507	千円 2,551	千円 1,380,058
	1 下 水 道 管 理 費	1,179,291	2,551	1,181,842
歳 出 合 計		1,582,680	2,551	1,585,231

議案第27号資料1

令和元年度

小金井市

下水道事業特別会計

補正予算事項別明細書

(第1回)

# 1 総括 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4都 支出 金		千円 890	千円 2,551	千円 3,441
	1都 補助 金	890	2,551	3,441
歳 入 合 計		1,582,680	2,551	1,585,231

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1下 水 道 費		千円 1,377,507	千円 2,551	千円 1,380,058
	1下 水 道 管 理 費	1,179,291	2,551	1,181,842
歳 出 合 計		1,582,680	2,551	1,585,231

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 都 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 2,551	千円	千円	千円
2,551			
2,551			



2 歳 入

款 4 都 支 出 金

項 1 都 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 土木費都補助金	千円 890	千円 2,551	千円 3,441	1 都市計画費補助金	千円 2,551

説	明
3 デザインマンホール蓋設置・活用等推進事業費補助金 (デザインマンホール蓋設置・活用等推進事業費補助金交付要綱) 補助率 10/10	(下水道課) 千円 2,551

3 歳 出

款 1 下水道費

項 1 下水道管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
				特 定 財 源		
				国都支出金	地 方 債	そ の 他
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 下水道総務費	1,042,664	295	1,042,959	295		
				295		
2 下水道維持費	136,627	2,256	138,883	2,256		
				2,256		

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
千円		千円	千円
	11 需用費 1 消耗品費	295 295	2 一般業務に要する経費 (下水道課) 295 11 需用費 (295) 消耗品費 295
	15 工事請負費	1,023	1 下水管きよの維持管理に 要する経費 (下水道課) 2,256
	16 原材料費	1,233	15 工事請負費 (1,023) デザインマンホール蓋設置工事 16 原材料費 (1,233) デザインマンホール蓋用原材料 1,233

## 観光用デザインマンホール蓋設置・活用事業概要

### 1 目的

市民の下水道への関心及び理解を高め、下水道事業のサービスの向上に資するため、新たにデザインマンホール蓋を設置し下水道事業の周知を行うとともに、デザインマンホール蓋を観光資源として活用することにより、観光客誘致の促進及び地域活性化を図る。

### 2 財源

都補助金：デザインマンホール蓋設置・活用等推進事業費補助金  
補助率 10/10

### 3 事業内容

平成28年12月に設定した小金井市公共下水道キャラクター「桜水くん（おうすいくん）」をデザインした観光用デザインマンホール蓋を作製する。

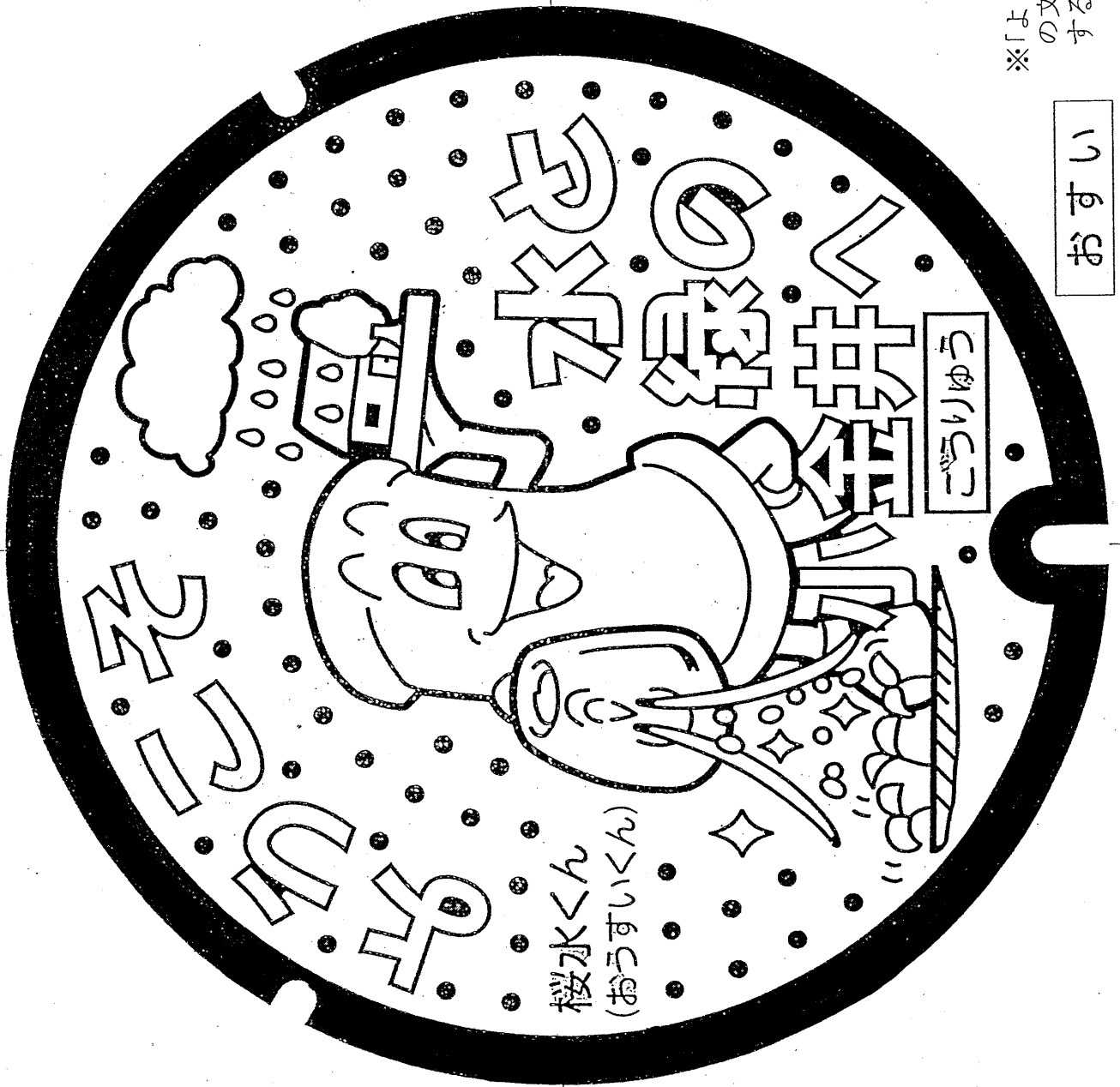
また、「小金井なかよし市民まつり」において下水道事業の啓発を行う下水道課ブースを利用し、デザインマンホールジャケットを着用した職員によるお披露目式、作製記念ノベルティの配布、デザインマンホール説明等を実施する。

### 4 設置場所

武蔵小金井駅北口・南口、東小金井駅北口・南口、新小金井駅に各1枚ずつ、5か所  
※ 駅前広場又は周辺の歩道に設置する。

### 5 予算

(1) デザインマンホール蓋(原材料費) (設置5枚、展示用1枚)	1,233 千円
(2) デザインマンホール蓋設置工事	1,023 千円
(3) お披露目イベント配布用アクリルキーホルダー (1,000個)	152 千円
(4) お披露目イベント用ジャケット (20着)	143 千円
合計	2,551 千円



※「ようこそ 水と緑の小金井へ」  
 の文言については、今後、変更  
 する場合があります。

おすい

つすい

議案第28号

小金井市市税条例の一部を改正する条例

小金井市市税条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年5月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方税法の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

## 小金井市市税条例の一部を改正する条例

第1条 小金井市市税条例(平成20年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第29条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第30条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第30条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者もしくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第30条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第31条第1項中「によって」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第12条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

付則第14条の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

付則第16条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。



付則第16条の2に次の3項を加える。

- 2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項もしくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第16条の4の規定により読み替えられた第99条の5第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第16条の2を付則第16条の2の2とし、付則第16条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第16条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（付則第16条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第98条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第16条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第99条の3（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

付則第17条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

第2号ア(ウ) b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	3, 000円
第2号ア(ウ) a	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
第2号ア(ウ) b	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

付則第17条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第102条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第104条及び第105条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第21条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第22条の見出し中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

付則第24条（見出しを含む。）、付則第25条及び付則第26条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第28条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第34条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

付則第40条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

付則第55条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

付則第57条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 小金井市市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

付則第17条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車  
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年  
4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には  
令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規  
定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第17条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中小金井市市税条例第29条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第30条の2、第30条の3及び第31条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(2) 第2条中小金井市市税条例第14条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5条の規定 令和3年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第29条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第30条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき小金井市市税条例第29条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第30条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第30条の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小金井市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、

この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

## 議案第 28 号資料 1

### 小金井市市税条例の一部を改正する条例要綱

#### 1 趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号）の施行に伴い、本条例の一部について所要の改正を行うものである（以下「法」とは地方税法をいう。）。）。。

#### 2 第 1 条による改正内容

- (1) 前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の市民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることができることとする。（市民税関係。法第 317 条の 2、条例第 29 条第 5 項）
- (2) 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとする。（市民税関係。法第 292 条、法第 317 条の 3 の 2 及び法第 317 条の 3 の 3、条例第 30 条の 2 及び条例第 30 条の 3）
- (3) 自家用の三輪以上の軽自動車について、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、環境性能割を非課税とすることとする。（軽自動車税関係。法附則第 29 条の 8 の 2、条例付則第 16 条の 2）
- (4) 都知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとする。（軽自動車税関係。法附則第 29 条の 9、条例付則第 16 条の 2 の 2）

- (5) 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する環境性能割の税率は、当該自家用の三輪以上の軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、「100分の2」とあるのは「100分の1」とすることとする。（軽自動車税関係。法附則第29条の18、条例付則第16条の6）
- (6) 令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車であって排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないものについて、当該車両番号指定の翌年度に種別割の税率を軽減することとする。（軽自動車税関係。法附則第30条、条例付則第17条）
- (7) 市長は、納付すべき種別割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとする。（軽自動車税関係。法附則第30条の2、条例付則第17条の2）
- (8) その他所要の規定の整備を行う。

### 3 第2条による改正内容

- (1) 子どもの貧困に対応するため、令和3年度以後の各年度分の個人の市民税について、単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えることとする。（市民税関係。法第295条、条例第14条）
- (2) 電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものが令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の三輪以上の軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減することとする。（軽自動車税関係。法附則第30条、条例付則第17条）
- (3) その他所要の規定の整備を行う。

### 4 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の(1)から(3)までに掲



げる規定は、当該(1)から(3)までに定める日から施行する。

- (1) 第1条中小金井市市税条例第29条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第30条の2、第30条の3及び第31条第1項の改正規定並びに5(1)ア、5(1)イ及び5(1)ウの規定 令和2年1月1日
- (2) 第2条中小金井市市税条例第14条の改正規定及び5(1)エの規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条(4(2)に掲げる改正規定を除く。)及び5(3)の規定 令和3年4月1日  
(付則第1条)

## 5 経過措置

### (1) 市民税に関する経過措置

ア 4(1)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例(5(1)イ及び5(1)ウにおいて「2年新条例」という。)第29条第5項の規定は、4(1)に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

イ 2年新条例第30条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、4(1)に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき小金井市市税条例第29条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第30条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

ウ 2年新条例第30条の3第1項の規定は、4(1)に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。

(付則第2条)

エ 4(2)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例第14条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ

る。(付則第3条)

(2) 軽自動車税に関する経過措置

ア 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小金井市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

イ 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。(付則第4条)

(3) 4(3)に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。(付則第5条)

小金井市市税条例の一部を改正する条例新旧対照表

小金井市市税条例 (第1条関係)

改正条例	現行条例	備考
<p>(市民税の申告) 第29条 省略</p> <p>2 } 省略 3 } 4 }</p> <p>5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</p> <p>6 } 省略 7 } 8 }</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨 (4) 省略</p> <p>2 } 省略 3 } 5 }</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定す</p>	<p>(市民税の申告) 第29条 省略</p> <p>2 } 省略 3 } 4 }</p> <p>5 } 省略 6 } 7 }</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書) 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略</p> <p>2 } 省略 3 } 5 }</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第30条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定す</p>	<p>市民税に関する申告書記載事項の簡素化に係る規定の追加</p> <p>項の繰下げ 同上 同上</p> <p>給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合は、当該扶養親族等申告書への記載に係る規定の整備</p> <p>公的年金等受給者が単身児童扶</p>

<p>る申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者もしくは単身児童扶養者である者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨 (4) 省略 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 省略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対して、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 省略 (市民税に係る不申告に関する過料)</p>
---	---

<p>る申告書を提出しなければならぬ者(以下この条において「公的年金養者に該当する等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出場合の扶養親族の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならぬ。</p>	<p>(1) 省略 (2) 省略 (3) 省略 2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。 3 省略 4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対して、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。 5 省略 (市民税に係る不申告に関する過料)</p>
---	---

<p>第31条 市民税の納税義務者が第29条第1項もしくは第2項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項もしくは第8項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 省略 3 省略</p> <p>付 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第12条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第14条の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 省略 3 省略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて</p>	<p>第31条 市民税の納税義務者が第29条第1項もしくは第2項の規定によつて提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第6項もしくは第7項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2 省略 3 省略</p> <p>付 則 (特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第12条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第19条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>第14条の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第23条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 省略 3 省略</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第29条第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第30条第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについて</p>	<p>規定の整備</p>
--	---	--------------

<p>やむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>2 省略 3 省略</p>	<p>(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第16条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第16条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第98条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>い。 (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第16条の2の2 省略 2 都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項もしくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>3 都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第16条の4の規定により読み替えられた第99条の5第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を</p>
---	----------------------	--	--	---

てやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 省略  
3 省略

特定期間に取得する軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割を非課税とする規定の新設

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)  
第16条の2 省略  
条の繰下げ  
納付すべき軽自動車税の環境性能割の額に不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定を取り消したことになる場合の措置に係る規定の追加  
同上



自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた環境負荷の少ない軽自動車に係る軽自動車税の種別割の税率の軽減に係る規定の追加

同上

けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(イ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(イ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(イ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(イ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円



4. 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第101条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車は前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2. 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第102条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を

令和元年度及び令和2年度に初回車両番号指定を受けた環境負荷の少ない軽自動車に係る軽自動車税の種別割の税率の軽減に係る規定の追加

納付すべき軽自動車税の種別割の額に不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定を取り消したことによるものである場合の措置に係る規定の追加  
同上

取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車（第104条及び第105条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第21条 省略

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された価

納付すべき軽自動車税の種別割の額に不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定を取り消したことによるものである場合の措置に係る規定の追加

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第21条 省略

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第22条 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であつて、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第74条の規定にかかわらず、修正された

同上

同上

格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。  
 （宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第24条 宅地等（次条の規定の適用を受ける土地を除く。）に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超えない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超えない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。  
 （宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第24条 宅地等（次条の規定の適用を受ける土地を除く。）に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超えない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超えない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

<p>定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。</p>
<p>第25条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p>	<p>第25条 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p>
<p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>	<p>（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p>
<p>第26条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た</p>	<p>第26条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た</p>

額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に係る応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第28条 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第21条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令

額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に係る応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

省略

第28条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度の固定資産税に係る前年度の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準額となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

第34条 付則第24条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(付則第21条第2号に掲げる宅地等というものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平

規定の整備

<p>和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>	<p>成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第126条第1号及び第134条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る付則第24条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。</p> <p>2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第126条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p>
<p>3 } 省略 5 }</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第40条 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p>	<p>3 } 省略 5 }</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第40条 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p>
<p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定</p>	<p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定</p>

優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略  
(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第55条 省略  
2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から令和3年度までの各年度分の固定資産税については、第91条の規定は適用しない。

3 省略  
4 省略  
(個人の市民税の税率の特例)

第57条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

#### 付 則 (抄)

##### (施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中小金井市市税条例第29条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定並びに第30条の2、第30条の3及び第31条第1項の改正規定並びに次条の規定 令和2年1月1日

(2) 省略

(3) 省略

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例(次項及び第3項において「2年新条例」という。)第29条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の

定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときににおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

3 省略  
(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第55条 省略  
2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第91条の規定は適用しない。

3 省略  
4 省略  
(個人の市民税の税率の特例)

第57条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第17条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

<p>市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。</p> <p>2 2年新条例第30条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき小金井市市税条例第29条第1項に規定する給与について提出する2年新条例第30条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。</p> <p>3 2年新条例第30条の3第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第1条の規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。)第203条の6第1項に規定する公的年金等(新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する2年新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用する。</p> <p>第3条 省略 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>第4条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の小井井市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。</p> <p>2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。</p> <p>第5条 省略</p>	
---	--

小井井市市税条例(第2条関係)	改正条例	備考
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者については、第55条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p>	<p>第1条による改正後条例</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者については、第55条の規定により課する所得割(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 省略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。)</p>	<p>単身児童扶養者を非課税措置の</p>



2 省略	<p>付 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>省略</p>	<p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 }</p>	<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第101条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された日から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>
2 省略	<p>付 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が発行された日から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>省略</p>	<p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 }</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第17条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が発行された日から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等という。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>
2 省略	<p>付 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第17条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が発行された日から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第101条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>省略</p>	<p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 }</p>	<p>電気自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽自動車税の種別割の税率の軽減に係る規定の追加</p>
2 省略	<p>付 則 (抄)</p> <p>(施行期日)</p>	<p>省略</p>	<p>2 } 省略</p> <p>3 } 省略</p> <p>4 }</p>	<p>規定の追加</p>

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 省略

(2) 第2条中小金井市市税条例第14条の改正規定及び付則第3条の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5条の規定 令和3年4月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 省略

第3条 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 省略

第5条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の小金井市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第29号

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和元年5月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う災害弔慰金の支給等に関する法律の改正等により、所要の改正を行うため、本案を提出するものであります。

## 小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「(保証人及び利率)」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第29号資料

小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(保証人及び利率)</p> <p>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。</p> <p>3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>	<p>(利率)</p> <p>第14条</p> <p>災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p>保証人を附すことができる規定の追加 項の繰下げ及び利率の変更</p> <p>保証人の債務に係る規定の追加</p> <p>償還方法の追加</p> <p>施行令改正に伴う引用条項の整備及び規定の整備</p>
<p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の小金井市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害</p>		

により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対する災害 援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。		
--	--	--

議案第30号

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を別紙のように改正する。

令和元年5月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行  
に伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成  
26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「都道府県知事」を「都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法  
律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」に改める。

付則第3項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第30号資料

小金井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(職員) 第10条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 { (10)</p> <p>4 省略 5 省略 付 則 (職員に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>付 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(職員) 第10条 省略 2 省略 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬ。</p> <p>(1) } 省略 { (10)</p> <p>4 省略 5 省略 付 則 (職員に関する経過措置) 3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したものとあるのは、「修了したものと(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>	<p>研修を行う者の追加</p> <p>改元に伴う規定の整備</p>

議案第 31 号

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を別紙のよう  
に改正する。

令和元年 5 月 31 日提出

小金井市長 西 岡 真一郎

(提案理由)

本町四丁目地区地区計画の都市計画が決定されたことに伴い、本条例の一部を改正  
する必要があるため、本案を提出するものであります。

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成6年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

6	令和元年小金井市告示第98号に定める小金井都市計画本町四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画に定められた区域（以下次表において「本町四丁目地区整備計画」という。）
---	--

別表第2に次のように加える。

6	本町四丁目地区整備計画	住宅地区A	次に掲げる建築物 1 法別表第2(㉒)項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 法別表第2(㉒)項第7号に規定する公衆浴場	10分の15	—	—	—	都市計画図書による。	次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要な庇 3 道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口	22メートル	—
		住宅地区B	次に掲げる建築物 1 法別表第2(㉒)項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 法別表第2(㉒)項第7号に規定する公衆浴場	10分の6.5	—	—	—	都市計画図書による。	次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要な庇 3 道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口	—	—
		複合地区	次に掲げる建築物 1 法別表第2(㉒)項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 法別表第2(㉒)項第7号に規定する公衆浴場	—	—	—	—	都市計画図書による。	次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要な庇 3 道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口	22メートル	—

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

小金井市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例		現行条例		備考
別表第1 (第2条関係)	別表第2 (第3条～第8条関係)	別表第1 (第2条関係)	別表第2 (第3条～第8条関係)	
<p>5</p> <p>6</p> <p>別表第2 (第3条～第8条関係)</p>	<p>5</p> <p>6</p> <p>別表第2 (第3条～第8条関係)</p>	<p>5</p> <p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>5</p> <p>別表第2 (第3条～第8条関係)</p>	<p>本町四丁目地区計画の区域に定める小金井市告示第98号に定める小金井市都市計画本町四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画に定められた区域（以下次表において「本町四丁目地区整備計画」という。）</p>
<p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>別表第2 (第3条～第8条関係)</p>	<p>別表第1 (第2条関係)</p>	<p>別表第2 (第3条～第8条関係)</p>	
<p>住宅地区 A</p> <p>住宅地区 B</p> <p>複合地区</p>	<p>住宅地区 A</p> <p>住宅地区 B</p> <p>複合地区</p>	<p>住宅地区 A</p> <p>住宅地区 B</p> <p>複合地区</p>	<p>住宅地区 A</p> <p>住宅地区 B</p> <p>複合地区</p>	<p>本町四丁目地区整備計画</p>
<p>次に掲げる建築物 1 法別表第2第1項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 法別表第2第1項第7号に規定する公衆浴場</p> <p>次に掲げる建築物 1 法別表第2第1項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 法別表第2第1項第7号に規定する公衆浴場</p> <p>次に掲げる建築物 1 法別表第2第1項第5号に規定する神社、寺院、教会その他これらに類するもの 2 法別表第2第1項第7号に規定する公衆浴場</p>	<p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p> <p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p> <p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p>	<p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p> <p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p> <p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p>	<p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p> <p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p> <p>次に掲げる建築物 1 建築物の地盤面下の部分 2 歩行者の安全を確保するために必要ないし、道路と建物の出入口をつなぐための通路及び駐車場の出入口</p>	

付則  
この条例は、公布の日から施行する。

議案第32号

債権の放棄について

移動支援費に係る債権について、別紙のとおり放棄する。

令和元年5月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

(提案理由)

移動支援費に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出するものであります。

## 債権の放棄について

次のとおり債権を放棄する。

1 債権の内容

移動支援費

2 債務者

別紙のとおり

3 放棄する債権の額

2,385,300円

4 放棄の理由

平成21年4月分から平成30年8月分までの利用に係る移動支援費の給付について、小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則（平成18年規則第62号）の規定によらず誤って支給した午後6時から午後8時までの時間外加算分は、加算の上、支給すべきであったものとの認識に立つものである。



午後6時から午後8時までの時間外加算分の移動支援費明細書（平成21年4月分～平成30年8月分）

1 平成25年4月分から平成30年8月分まで

(単位：円)

No	氏名	住所	移動支援費
1	A氏	小金井市在住	143,800
2	B氏	小金井市在住	600
3	C氏	小金井市在住	3,800
4	D氏	小金井市在住	16,600
5	E氏	小金井市在住	55,200
6	F氏	あきる野市在住	800
7	G氏	小金井市在住	6,800
8	H氏	小金井市在住	65,600
9	I氏	小金井市在住	760
10	J氏	小金井市在住	2,800
11	K氏	小金井市在住	200
12	L氏	小金井市在住	14,400
13	M氏	小金井市在住	9,600
14	N氏	小金井市在住	8,400
15	O氏	小金井市在住	3,400
16	P氏	小金井市在住	400

17	Q氏	小金井市在住	600
18	R氏	小金井市在住	13,200
19	S氏	小金井市在住	13,080
20	T氏	日野市在住	1,400
21	U氏	秋田県鹿角市在住	3,200
22	V氏	小金井市在住	400
23	W氏	小金井市在住	1,080
24	X氏	小金井市在住	3,600
25	Y氏	小金井市在住	600
26	Z氏	小金井市在住	360
27	AA氏	小金井市在住	200
28	AB氏	小金井市在住	800
29	AC氏	小金井市在住	19,420
30	AD氏	小金井市在住	53,300
31	AE氏	小金井市在住	360
32	AF氏	小金井市在住	48,800
33	AG氏	小金井市在住	800
34	AH氏	小金井市在住	760
35	AI氏	小金井市在住	111,600
36	AJ氏	小金井市在住	1,400

37	AK氏	小金井市在住	36,400
38	AL氏	小金井市在住	180
39	AM氏	小金井市在住	4,200
40	AN氏	小金井市在住	1,200
41	AO氏	小金井市在住	1,680
42	AP氏	小金井市在住	400
43	AQ氏	小金井市在住	19,800
44	AR氏	小金井市在住	180
45	AS氏	小金井市在住	2,400
46	AT氏	小金井市在住	10,230
47	AU氏	小金井市在住	800
48	AV氏	小金井市在住	1,000
49	AW氏	小金井市在住	800
50	AX氏	小金井市在住	800
51	AY氏	小金井市在住	1,600
52	AZ氏	小金井市在住	18,600
53	BA氏	小金井市在住	200
54	BB氏	小金井市在住	2,800
55	BC氏	小金井市在住	33,600
56	BD氏	小金井市在住	25,000

57	BE氏	小金井市在住	77,000
58	BF氏	小金井市在住	82,200
59	BG氏	小金井市在住	180
60	BH氏	小金井市在住	360
61	BI氏	小金井市在住	1,710
62	BJ氏	小金井市在住	600
63	BK氏	小金井市在住	2,000
64	BL氏	小金井市在住	1,200
65	BM氏	小金井市在住	3,600
66	BN氏	小金井市在住	900
67	BO氏	小金井市在住	800
68	BP氏	小金井市在住	360
69	BQ氏	小金井市在住	380
70	BR氏	小金井市在住	5,800
71	BS氏	小金井市在住	3,800
72	BT氏	小金井市在住	11,880
73	BU氏	小金井市在住	5,000
74	BV氏	小金井市在住	200,200
75	BW氏	小金井市在住	2,800
76	BX氏	小金井市在住	180

77	BY氏	小金井市在住	1,520
78	BZ氏	小金井市在住	2,600
79	CA氏	小金井市在住	41,220
80	CB氏	小金井市在住	54,800
81	CC氏	小金井市在住	4,400
82	CD氏	小金井市在住	75,000
83	CE氏	小金井市在住	600
84	CF氏	小金井市在住	45,280
85	CG氏	小金井市在住	1,500
86	CH氏	小金井市在住	4,400
87	CI氏	小金井市在住	2,000
88	CJ氏	小金井市在住	1,080
89	CK氏	小金井市在住	48,200
90	CL氏	小金井市在住	20,400
91	CM氏	小金井市在住	7,000
92	CN氏	小金井市在住	600
93	CO氏	西東京市在住	424,400
94	CP氏	立川市在住	2,400
95	CQ氏	小金井市在住	2,200
96	CR氏	小金井市在住	2,600

97	C S 氏	小金井市在住	17,000
98	C T 氏	小金井市在住	400
99	C U 氏	小金井市在住	34,200
100	C V 氏	小金井市在住	1,120
101	C W 氏	小金井市在住	324,800
102	C X 氏	小金井市在住	180
103	C Y 氏	小金井市在住	32,600
104	C Z 氏	小金井市在住	22,000
105	D A 氏	小金井市在住	17,480
106	D B 氏	国立市在住	1,000
107	D C 氏	小金井市在住	200
108	D D 氏	小金井市在住	18,580
109	D E 氏	小金井市在住	1,600
110	D F 氏	小金井市在住	600
111	D G 氏	国立市在住	400
合計			2,385,300

2 平成21年4月から平成25年3月分まで

氏名	住所	移動支援費
平成21年4月から平成25年3月分までの午後6時から午後8時までの時間外加算分として移動支援費の給付を受けた者	特定でない	平成21年4月から平成25年3月分までの午後6時から午後8時までの時間外加算分として支給した移動支援費

議案第33号

教育用パーソナルコンピュータ等の買入れについて

次のとおり教育用パーソナルコンピュータ等を買入れる。

令和元年5月31日提出

小金井市長 西岡 真一郎

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 教育用パーソナルコンピュータ等の買入れ   |
| 2 数 量    | 別紙のとおり  |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 4 契約金額   | 21,824,208円<br>(うち取引に係る消費税・地方消費税額1,616,608円)                        |
| 5 契約の相手方 | 東京都江東区東陽二丁目3番25号<br>株式会社内田洋行 営業統括グループ<br>取締役上席執行役員 営業統括グループ統括 小柳 諭司 |
| 6 契約期間   | 契約確定日から令和元年7月19日まで  |

(提案理由)

教育用パーソナルコンピュータ等を買入れるため、本案を提出するものであります。



1 教育用パーソナルコンピュータ等概要

品名	数量	単位
タブレット端末	588	台
プリンタ	14	台
G Suite for Education (管理コンソール)	588	ライセンス

2 納入場所 小金井市立小中学校（14校）及び小金井市教育委員会事務局

## 教育用パーソナルコンピュータ等の買入れ

## 参加業者一覧表

単位：千円

No	業者名	所在地	平成28年4月1日以降の主要実績			資本金
1	日興通信(株)	世田谷区	強化に伴う汎用端末機器用ソフトウェアライセンス	大田区	38,076	496,000
2	(株)ライオン事務器 IT事業部	立川市	指紋認証ソフトウェア他4種の使用許諾契約	東京都	91,594	2,677,000
3	(株)大塚商会 LA事業部公共グループ	千代田区	ノートパソコン500台の購入	横浜市	3,834	10,374,851
4	TIS(株)	新宿区	TAIMS 端末ファイル検索ソフトウェアの購入	東京都	3,255	10,001,177
5	Sky(株)	大阪府	高槻市 教育用NWセキュリティ強化整備	高槻市	16,200	450,000
6	(株)内田洋行 営業統括グループ	江東区	教育用タブレット端末の購入	世田谷区	14,848	5,000,000
7	(株)大崎コンピュータエンジニアリング 多摩支店	日野市	教育用パーソナルコンピュータ等	市原市	151,200	90,000
8	ミツイワ(株) サービスエンジニアリング本部 多摩フィールドサービス部	三鷹市	全庁ネットワークパソコン	所沢市	25,872	409,000
9	ネットワンシステムズ(株)	千代田区	自治体情報セキュリティクラウド構築に係る機器販売及び業務委託	埼玉県	430,920	12,279,470
10	美津野商事(株) 小金井営業所	小金井市	プロジェクター音響システム	国立大学法人京都大学	3,655	50,000

議案第33号資料2

教育用パーソナルコンピュータ等の買入れ

入札経過調書

No.	業者名	入札金額 (円)	結果
1	日興通信(株)	24,449,992	
2	(株)ライオン事務器 IT事業部	辞退	
3	(株)大塚商会 LA事業部公共グループ	辞退	
4	T I S (株)	不参加	
5	S k y (株)	不参加	
6	(株)内田洋行 営業統括グループ	20,207,600	落札
7	(株)大崎コンピュータエンジニアリング 多摩支店	辞退	
8	ミツイワ(株)サービスエンジニアリング本 部 多摩フィールドサービス部	辞退	
9	ネットワンシステムズ(株)	不参加	
10	美津野商事(株) 小金井営業所	辞退	

※ 入札金額は、消費税・地方消費税抜きの金額である。また、契約金額は、入札金額に100分の8に相当する金額を加算したものである。

議案第33号資料3

契約の相手方の会社概要について

- 1 業者名  
株式会社内田洋行 営業統括グループ
- 2 所在地  
東京都江東区東陽二丁目3番25号
- 3 資本金  
5,000,000千円
- 4 業種別年間売上高  
38,003,208千円（事務機器・情報処理用機器）
- 5 主要実績
  - (1) 校務用パソコンの購入  
74,412千円（平成30年5月21日から同年7月25日まで）  
世田谷区
  - (2) 特別教育用タブレット型情報端末等の購入  
30,672千円（平成30年7月4日から同年8月31日まで）  
世田谷区